

**Q8-6.還付項目について教えてください。**

営業税の還付は、以下の場合に限定して申請できます。

1. ゼロ税率適用の物品、役務の販売により生じた過大仮払額
2. 固定資産の取得にかかる過大仮払額
3. 合併、営業譲渡、解散または廃止により登記抹消を申請した場合の、過大仮払額

これらの場合以外で仮払営業税>仮受営業税となった場合には、差額を次回の申告に持ち越し、次回以降の借受営業税と相殺することになります。

**お願い:**

「本情報の提供は、あくまでも読者への参考に供するためのものであり、実際のビジネスは読者の責任において行い、これにもとづく読者の行動や行為に起因するビジネス上の損害、損失等に対し、交流協会や資誠聯合會計師事務所(PwC台湾)は一切関与せず、また一切の責任も負わず、一切の損害賠償も負担いたしません。

なお、本情報には、台湾の所轄政府機関の解釈は入っておらず、また、常に最新の情報であるとは限りません」。